事務の移管方法

○ まずは重点分野の早期の地方移管を求めていく。

○ 重点分野の中には広域連携の受入体制の整備が必要なものもあるので、これらについては段階的な移管も検討する（手挙げ方式）。

○ 一方、全国一律の移管が難しいものについては、特定地域において実験的な移管を行い（手挙げ方式）、それを突破口としていくような柔軟な方法を考える。

○ なお、段階的な移管や実験的な移管を行う場合には、全国規模で移管する時期（または全国規模の移管を行うかを決する時期）を必ず明確にする。

■ 事務移管の基本的考え方

・ **重点分野**については、地方移管の成果を早期に示す観点から、**速やかな移管**を政府に求める。

「地域主権推進大綱」（平成24年）を待つことなく、速やかに移管分野を決定し、具体的に着手する

・ 重点分野のうち、**広域連携の受入体制の整備が必要**なものなどについては、**段階的な移管**も検討。

・ **全国一律移管が難しい**ものについては、特定地域における**実験的な移管**を実施。

全国規模の移管時期（または全国規模で移管を行うか「決する」時期）をあらかじめ明確化